

スキーマーおよびスノーボーダーの行動規範 (FIS/2002 年文言)

法務・安全委員会報告 (kongress承認 : 全会一致・無討議)

kongressは、下記の改正版「スキーマーおよびスノーボーダーの行動規範」を全会一致・無討議で承認した。

行動規範 (本文)

1. **他者への配慮** スキーマーまたはスノーボーダーは、他人を危険にさらしたり不利益を与えたりしないような行動をとらなければならない。
2. **速度および滑走のコントロール** スキーマーまたはスノーボーダーは、コントロール下で移動しなければならない。自己の能力、地形・雪・天候の状況、ならびに混雑度に応じて、速度と滑走方法を調整しなければならない。
3. **進路の選択** 後方から来るスキーマーまたはスノーボーダーは、前方の者を危険にさらさないよう、進路を選択しなければならない。
4. **追い越し** 追い越しは、上側・下側、右・左のいずれからでもよいが、追い越される者が自発的・不随意的な動作を行っても安全が確保されるだけの十分な間隔を残さなければならない。
5. **コースへの進入・再出発・斜面上方への移動** マーカー表示されたコースに進入する者、停止後に再出発する者、あるいは斜面を上方へ移動する者は、上下方向を確認し、自己や他人を危険にさらすことなく行わなければならない。
6. **コース上での停止** やむを得ない場合を除き、見通しの悪い場所や狭い場所での停止は避けなければならない。転倒した場合は、速やかにコース外の安全な場所へ移動しなければならない。
7. **徒歩での登降** 徒歩で登る・降りる場合は、コースの端を通行しなければならない。
8. **標識・表示の尊重** すべての標識および表示を尊重し、遵守しなければならない。

9. 救助 事故発生時には、すべてのスキーヤーおよびスノーボーダーに救助の義務がある。

10. 身元の明示 責任の有無を問わず、すべての当事者および目撃者は、事故後に氏名・住所を交換しなければならない。

一般的コメント (FIS ルール)

スキーおよびスノーボードは、あらゆるスポーツと同様にリスクを伴う。

FIS ルールは、責任感と注意深さを備えた滑走者のための理想的な行動モデルであり、目的はコース上の事故防止である。

FIS ルールはすべてのスキーヤーおよびスノーボーダーに適用され、各自は理解・遵守する義務を負う。

違反した場合、事故時に民事上または刑事上の責任を問われ得る。

ルール 1 について

滑走者は自らの行動のみならず不十分な装備についても責任を負う。新開発装備の使用者にも同様に適用される。

ルール 2 について

衝突は速度超過・コントロール不能・見落としが原因で起きやすい。自らの視界の範囲内で停止・回避・移動できなければならない。混雑区域や視界不良箇所（急斜面の縁、コース下部、リフト周辺）では特に徐行すべき。

ルール 3 について

前方滑走者が優先。後方から同方向に接近する者は十分な間隔を保ち、前方者の自由な動作のためのスペースを確保する。

ルール 4 について

追い越す側が全責任を負い、操作完了まで責任は継続。停止中の滑走者を追い越す場合にも適用される。

ルール 5 について

合流・再出発は事故の典型的な原因。安全・無障害でコースに入ること。再滑走開始後は、上方・後方の高速滑走者に対しルール 3 の保護を受ける。カービング等で上向きに切り返す場合は事前に十分注意する。

ルール 6 について

広いコースを除き停止はコース端で行う。狭所や上方から見えにくい場所での停止は避ける。

ルール 7 について

一般の滑走方向に逆らう移動は予期せぬ障害となる。足跡はコースを損ない危険を生じ得る。

ルール 8 について

難易度表示（黒・赤・青・緑）を理解し自由に選択可能。方向・危険・閉鎖の標識は厳格に遵守する（警告は滑走者自身の利益のため）。

ルール 9 について

事故後の救助はスポーツマンの基本原則。応急手当、当局通報、事故地点の表示により他者に警告する。当て逃げは道路交通同様に刑事罰の対象となることが望ましい。

ルール 10 について

目撃者は事故報告のため極めて重要。責任ある者として情報提供の義務を自覚すべき。救助・警察報告や写真は民事・刑事責任の判断に資する。